

別表第 1（第 5 条第 1 号関係）

補助対象事業	空き店舗等を活用して店舗等を出店するための改修事業	
補助対象者	空き店舗等の所有権取得者又は借用者（個人、法人、市民活動団体 その他市長が認める者）	
補助要件	次のすべてに該当するものとする。 （１） 都市機能誘導区域の道路に面した空き店舗等を改修するものであること。（テナントビル等の空きスペースを改修して出店する場合は、当該テナントビルが中活区域の道路に面していること。） （２） 週 4 日以上営業し、営業時間が 1 日 4 時間以上であること。 （３） 空き店舗等の所在する商店街団体等の構成員として承認を受け、その活動に参加すること。ただし、商店街団体等が組織されていない区域にあっては、上山市商工会に加入すること。 （４） 第 6 条の交付申請を行う前に事業計画書（様式第 2 号）及び収支予算書（様式第 3 号）に関し、上山市商工会の経営指導を受け承認を得るとともに出店後 1 年間は毎月経営指導を受けること。 （５） 都市機能誘導区域内の店舗移転でないこと。 （６） 都市機能誘導区域内に既に店舗を有している場合、空き店舗等を活用して出店した後、3 年以内に既存店舗を閉店しないこと。 （７） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業でないこと。 （８） フランチャイズ加盟小売店又は大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に規定する大規模小売店舗でないこと。 （９） 市税等の滞納がないこと。 （10） 空き店舗等の所有者又は管理者本人でないこと。 （11） 同一箇所（同じ建物であっても、同一箇所でない場合は除く。）の建築等において国、県、市その他の団体等が実施する他の制度による補助等を受けていないこと及び申請年度においてこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 （12） 出店後 3 年以上事業を継続すること。	
業種区分（日本標準産業分類による）	小売業	大分類 I の中分類 56（各種商品小売業）、57（織物・衣類・身の回り品小売業）、58（飲食料品小売業）、59（機械器具小売業）又は 60（その他の小売業）に属するもの
	飲食サービス業	大分類 M の中分類 76（飲食店）又は 77（持ち帰り・配達飲食サービス業）に属するもの（766

		(バー、キャバレー、ナイトクラブ)を除く。)
	サービス業及び 娯楽業	大分類Nの中分類78(洗濯・理容・美容・浴場業)、79(その他の生活関連サービス業)又は80(娯楽業)に属するもの
	その他	上記に属するもののほか、特に市長が認めたもの
補助対象経費	新規出店のための改修費及び店舗等営業開始日の属する月以降の店舗等賃借料	
補助金額	(1) 改修費の2分の1以下の額又は100万円のいずれか低い額 (2) 店舗等賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費等を除く。)の2分の1以下の額。ただし、月額5万円を上限とし、12月間以内	

別表第2 (第5条第2号関係)

補助対象事業	空き店舗等を活用してまちなかの活性化に資する事業を行う事務所等を設置するための改修事業
補助対象者	別表第1の補助対象者のとおり
補助要件	次のすべてに該当するものとする。 (1) 都市機能誘導区域の道路に面した空き店舗等を活用してまちなかの活性化に資する事業(市長が特に認めたものに限る。)を行う事務所等の整備であること。(テナントビル等の空きスペースを活用して整備する場合は、当該テナントビルが都市機能誘導区域の道路に面していること。) (2) 週4日以上営業し、営業時間が1日4時間以上であること。 (3) 都市機能誘導区域内の移転でないこと。 (4) 都市機能誘導区域内に既に事務所等を有している場合、空き店舗等を活用して設置した後、3年以内に既存の事務所等を閉めないこと。 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業でないこと。 (6) 市税等の滞納がないこと。 (7) 空き店舗等の所有者又は管理者本人でないこと。 (8) 同一箇所(同じ建物であっても、同一箇所でない場合は除く。)の建築等において国、県、市、その他の団体等が実施する他の制度による補助等を受けていないこと及び申請年度においてこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 (9) 事務所等を設置した後、3年以上事業を継続すること。

補助対象経費	事務所等設置のための改修費及び営業開始日の属する月以降の事務所等賃借料
補助金額	(1) 改修費の2分の1以下の額又は100万円のいずれか低い額 (2) 事務所等賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費等を除く。)の2分の1以下の額。ただし、月額5万円を上限とし、12月間以内とする。